

青森県ふるさとの水辺サポーター制度 Q & A

1 この制度の目的は何ですか？

河川・海岸の一定区間について、住民、企業等の団体のボランティアを募り、県民と市町村と県の協働の下、これらの団体を県が河川・海岸の「サポーター」として認定し、ボランティア活動の促進、愛護意識の高揚、環境の整備と保全を図ることを目的としています。

2 いままでのボランティア活動とはどう違いますか？

この制度では、サポーターと市町村と県とで覚書を結びます。作業内容、支援体制、役割分担等の合意、確立をします。

3 この制度によって、どのような効果がありますか？

河川・海岸の清掃、除草等の美化活動を通じて、地域の河川・海岸が美しく保たれるだけでなく、ボランティア活動の促進、環境美化意識の高揚、河川・海岸を活用した環境学習、地域イベント等、県民と河川・海岸との多様な関わりが推進され、河川・海岸についての理解が深まることが期待されます。

地域住民の河川・海岸への関心が高まり、「川づくり」「海岸づくり」のパートナーとしての役割を担うことが期待されます。

4 サポーターと県の役割は？

サポーターは、認定を受けた対象区間の清掃、除草等の美化活動を行います。

県は、サポーターに対してゴミ袋、軍手、デレキ等活動に必要な物品の提供を行い、ボランティア活動を支援し、万が一の事故に備え傷害保険に加入します。

また、サポーターが活動する区間に、その場所がサポーターの対象区間であることを記した看板を設置し、さらに、活動状況を県民にPRし、河川・海岸愛護の普及啓発を図ります。

5 サポーターの対象区間は？

対象となる河川・海岸は、青森県が管理する河川・海岸です。
国や市町村が管理している区域と、県が管理する海岸の中で、漁港管理者が管理する区域と農地海岸は除きます。

6 サポーターの対象区間は、サポーターが選べるのですか？

活動の対象区間については、サポーターを希望する団体の要望にできるだけ沿いたいと考えています。

7 既にサポーターが認定されている区域に申込みがあった場合は？

既存のサポーターの了承のもと、活動時期や作業内容を調整する等して、同一区域に複数のサポーターを認定することもできます。

しかし、同一区域で複数のサポーターが活動するよりも、それぞれが別の区域で活動したほうが、広い範囲を美しくできますので、既にサポーターを認定している区間について申込みがあった場合には、他の場所をお願いする場合があります。

8 サポーターになるための要件は？

原則として、次のとおりです。

- (1) 一定区間（おおむね200～500メートルの河川・海岸）で清掃、除草等の美化活動を確実に実施できること。
- (2) 年1回以上、美化活動を継続的に実施できること。
- (3) 10人以上で活動ができること。
- (4) 2年以上の間、サポーターとなれること。

地域と一定の関わりを持ち、また、河川・海岸での清掃活動のほか、自然観察、環境学習、地域イベント等の水辺との多様な関わりを推進しようとする団体の参加を期待しています。

河川愛護団体、海岸愛護団体の他、自治会、町内会、老人会、婦人会、学校、地元企業等、幅広い県民の皆様の参加を期待しています。

9 サポーターになれない団体は？

チラシ、商品、試供品等を配布、販売することや、活動に関係ないイベント・集会の開催など、この制度と別の目的をもってサポーターになることはできません。

また、すでに他の支援を受けている団体は、サポーターになれない場合があります。

10 子どもだけの団体はサポーターになれますか？

なれません。未成年者が参加する場合は、成人の監督者が必要です。

11 サポーターは具体的にどんな活動を行うのですか？

清掃、除草等の美化活動です。具体的には、覚書の中で定めます。

12 活動の後に、当社主催の「お客様のつどい」を開催できますか？

企業の営業活動など、この制度の趣旨と異なる目的を持つ活動を併せて行うことはできません。

13 活動の頻度は？

年1回以上、できる範囲で無理なく行います。

14 サポーターの申込み後、いつから活動するのですか？

申込みの内容に基づきサポーターの認定を行ったあと、サポーターと市町村と県の三者で覚書を締結します。実際のサポーター活動はその後になります。

15 補助金の交付はありますか？

ありません。住民、企業等の自主的なボランティア活動を前提としていますので、金銭的な支援は予定していません。

16 活動するに当たって注意すべきことは？

活動中は、参加者の安全に十分注意してください。

活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる責任者を決めて、安全な活動に心がけてください。

子どもが参加する場合には、大人の指導のもとに活動を行ってください。また、子どもだけの活動はできません。

気象、天候、時間帯等を考慮し、無理のないよう活動を行ってください。

当日、悪天候等条件の悪いときは、無理をせず活動を中止してください。

河川・海岸には、傾斜地や湿地など様々な地形の変化があるので、十分注意して活動を行ってください。

粗大ゴミや医療廃棄物など危険なものには手を触れず、所管の地域県民局地域整備部に連絡してください。

17 サポーターになるための手続きは？

「青森県ふるさとの水辺サポーター制度の手引き」をよくご覧になったうえで、制度の趣旨を御理解いただき、参加申込書を所管の地域県民局地域整備部に提出してください。